

規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十三号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三百三項9、第二百五項第二号3」を「第三百四項9、第三百六項第二号3」に、「第三百六項4、第三百八項7並びに第三百十二項第十一号9」を「第三百七項4、第三百九項7並びに第三百十三項第十一号9」に改め、同条の表第十号上欄中「別表第三百三項9」を「別表第三百四項9」に改め、同表第十一号上欄中「別表第三百五項第二号3」を「別表第三百六項第二号3」に改め、同表第十二号上欄中「別表第三百五項第五号2」を「別表第三百六項第五号2」に改め、同表第十三号上欄中「別表第三百六項4」を「別表第三百七項4」に改め、同表第十四号上欄中「別表第三百八項7」を「別表第三百九項7」に改め、同表第十五号上欄中「別表第三百十二項第十一号9」を「別表第三百十三項第十一号9」に改め、同表第十六号上欄中「別表第三百十二項第十二号11」を「別表第三百十三項第十二号11」に改め、同号下欄中「規則第七十七条第一項第八号」に改め、「並びに規則第四百四条の規定による受理書の交付」を削る。

第四条中「別表第三百十二項第一号6」を「別表第三百十三項第一号6」に改め、同条の表第一号上欄中「別表第三百十二項第一号6」を「別表第三百十三項第一号6」に改め、同表第二号上欄中「別表第三百十二項第二号6」を「別表第三百十三項第二号6」に改め、同表第三号上欄中「別表第三百十二項第三号7」を「別表第三百十三項第三号7」に改め、同表第四号上欄中「別表第三百十二項第四号7」を「別表第三百十三項第四号7」に改め、同表第五号上欄中「別表第三百十二項第五号6」を「別表第三百十三項第五号6」に改め、同表第六号上欄中「別表第三百十二項第六号6」を「別表第三百十三項第六号6」に改め、同表第七号上欄中「別表第三百十二項第七号13」を「別表第三百十三項第七号13」に改め、同表第八号上欄中「別表第三百十二項第十三号」を「別表第三百十三項第十三号」に改める。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理す

る事務の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

第一条中「第百四項9、第百六項第二号3」を「第九十五項17、第百五項9、第百七項第二号3」に、「第百七項4、第百九項7」を「第百八項4」に改め、同条の表中第十四号を削り、同表第十三号上欄中「別表第百七項4」を「別表第百八項4」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第十二号上欄中「別表第百六項第五号2」を「別表第百七項第五号2」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十一号上欄中「別表第百六項第二号3」を「別表第百七項第二号3」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第十号上欄中「別表第百四項9」を「別表第百五項9」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第九号上欄中「別表第九十四項17」を「別表第九十五項17」に改め、同号を同表第十号とし、同表第八号の次に次の一号を加える。

九 条例別表第九十四項17に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	特定都市河川浸水被害対策法施行細則（令和七年埼玉県規則第十七号）第四条第二項及び第五条の規定による届出の受理、同規則第四条第三項の規定による協議書の受理、同規則第六条及び第七条第三号の規定による認定並びに同規則第八条の規定による検査済証の交付
--	---

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年七月一日から施行する。